

諮問事件：

諮問番号：平成15年諮問第4号

事件名：特定個人が会計検査院に送付した申立書（嘆願書）の処理内容
が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

諮問日：平成15年8月5日

答申日：平成16年6月8日

答申書

第1 審査会の結論

特定個人が会計検査院に送付した「申立書（嘆願書）」の処理内容が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条に基づく本件開示請求に対し、平成15年4月25日付け150普第108号により会計検査院事務総長が行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書は全部開示すべきものである。
- (2) 本件「申立書（嘆願書）」は審査請求人が提出したものである。審査請求人は、「情報提供者」ではなく、事実を述べているのであって、事態を正して欲しいがために「嘆願書」を提出したものである。審査請求人には、知る権利がある。
- (3) 審査請求人は知られたくない権利を放棄する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求の概要

本件開示請求は、特定個人が特定事項について会計検査院長あてに送付した「申立書（嘆願書）」が同院においてどのように取り扱われたかが分かる文書の開示を求めたものである。

2 会計検査院における外部情報の取扱い

- (1) 外部情報及びその活用等

会計検査院の検査過程では、同院の検査を受けるもの（以下「受検庁」という。）の会計経理に関する情報等同院の実施する検査に関連して各種の情報ないし苦情等（以下「情報等」という。）が寄せられることが少なくない。そして、これらの情報等には、受検庁の不適切な会計経理に関する情報その他検査上の参考となる有意な情報等のほか、必ずしも受検庁の会計経理とは直接関係のないものなど様々な内容のものがあるが、同院では、これらの情報等については、「外部情報取扱要領」（平成13年3月1日会計検査院事務総長制定）の定めるところにより、その名称、内容、形式等を問わず、すべて「外部情報」として取り扱うこととしている。

そして、外部情報取扱要領では、外部情報の内容が明らかに会計検査院の検査対象外のものである場合を「分類」、それ以外の場合を「分類」と区分した上、「分類」の場合には、所定の「外部情報の活用状況調書」（以下「活用状況調書」という。）を作成の上、これを適切に活用し、その結果等を活用状況調書に記載して担当局長に報告すること、「分類」の場合には、適宜、課内供覧等を行うことなどとされている。

(2) 検査における外部情報の重要性

検査過程で広く各種の外部情報の提供を受け、その適切な活用を図ることは、厳正かつ効果的な検査を実施する上で重要である。

特に、不正経理その他組織的に行われているような事態について検査する場合又は受検庁において事態の隠ぺいを図るなどの不適切な会計検査対応が行われるような場合には、外部情報が有力な検査資料となる場合が少なくない。

(3) 外部情報に関する秘密保持の必要性

一般に、外部情報提供者又は外部情報を提供しようとする者は、会計検査院に外部情報を提供した場合において、当該外部情報提供の事実ないしその内容等に関する情報が明らかとなり、これにより提供者個人が特定されたり何らかの不利益を受けたりするおそれはないかということに強い関心を有するものである。他方で、受検庁及びその他の関係者（以下「受検庁等」という。）は、会計検査院に外部情報が提供された事実の有無、その内容等について強い関心を有するものと考えられる。

このため、外部情報の有無、内容、提供者等に関する情報については、平素からその秘密保持の徹底を期す必要がある。

仮に、外部情報の有無、内容、提供者等に関する情報が外部に明らか

とされた場合には、特定の外部情報提供者のみならず、潜在的な外部情報提供者一般の会計検査院に対する情報提供意欲を著しく減殺させ又は同院に対する信頼を著しく損ね、今後の検査過程における外部情報の提供を阻害して、有力な外部情報の提供が行われない事態を招来するおそれがある。また、当該外部情報に関連する実地検査等にとどまらず、同種又は類似の実地検査等に際しても受検庁等により周到な実地検査対策を施されるなどのおそれがある。

3 本件存否情報の内容

本件対象文書となるものは、具体的には活用状況調書、課内供覧文書等である。そして、このような本件対象文書の種別及び開示請求書（添付資料を含む。以下同じ。）の記載内容からみて、本件対象文書の存在又は不存在を前提として開示決定処分又は不開示決定処分を行った場合に開示されることとなる情報（以下「本件存否情報」という。）の具体的内容は、次のアないしウのようなものである。

ア 特定個人が会計検査院に対し外部情報を提供した事実の有無に関する情報

イ 特定受検庁における会計経理等に関し、開示請求書に記載された内容に係る外部情報が会計検査院に提供された事実の有無に関する情報

ウ 当該外部情報の会計検査院内部における取扱いの有無・内容（所定の区分に分類された外部情報の有無、当該外部情報について活用状況調書が作成された事実の有無又は課内供覧された事実の有無等）に関する情報

したがって、本件存否応答拒否処分の適否の検討に当たっては、上記アないしウのような内容の本件存否情報を明らかにすることが、それだけでどのような不開示情報を開示することとなるのかということが検討されなければならない。

4 本件存否情報の不開示情報該当性

(1) 法第5条第1号該当性

本件存否情報は、特定個人が会計検査院に対し外部情報を提供した事実の有無に関する情報（前記3ア）を含むものであるから、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に該当するものである。

そして、一般に、このような情報は、慣行として公にされているものではなく、また、このような情報が明らかにされた場合には、当該外部情報提供者が特定されて何らかの不利益を受けたり、心理的に厳しい状

況に追い込まれ、その平穩な社会生活等が不当に脅かされたりするおそれがあることを踏まえれば、公表することが予定されているものでもない。

したがって、法第5条第1号ただし書イに該当せず、このほか、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、本件存否情報は、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 法第5条第6号該当性

ア 検査過程における外部情報の提供を阻害するなどのおそれ

外部情報提供者又は当該外部情報の有無・内容等に関する情報の開示は、当該外部情報提供者のみならず、潜在的な外部情報提供者を萎縮させてその情報提供意欲を著しく減殺させ又はその会計検査院に対する信頼を著しく損ね、今後の検査過程における外部情報の提供を阻害して、有力な外部情報の提供が行われない事態を招来するおそれがある。

その場合、会計検査院が実施する実地検査等における正確な事実の把握ないし違法・不当な事態の発見を困難にするおそれがあり、ひいては当該事態を同院の正式な指摘事項等として決算検査報告に掲記することを通じて事態の改善を図ることに支障を及ぼし、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)にも該当する。

イ 周到な実地検査対策を招来するなどのおそれ

本件存否情報は、会計検査院が検査過程で取得している外部情報の有無・内容等に関する情報(前記3イないしウ)を含むものである。

したがって、このような情報が明らかにされた場合には、次の(ア)及び(イ)のとおり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(ア) 会計検査院の検査上の関心ないし検査対象事項、これに対する検査の着眼点ないし検査方法等が受検庁等に推知され、実地検査にお

ける答弁内容の事前調整、関係書類の隠ぺい、改ざん等の周到的な
実地検査対策が施されるおそれがある。

(イ) 会計検査院では、どのような外部情報が提供された場合に、どの
ように分類してどのように処理することとし、また、どのような内
容の検査を実施して、どのような指摘に至るのかなどといった過去
の検査状況ないし外部情報の活用状況等を受検庁等に推知され、こ
のことから今後の実地検査等において周到的な実地検査対策を施され
るなどのおそれがある。

そして、これらの場合には、前記アの場合と同様に厳正かつ効果的
な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

5 本件存否応答拒否処分の妥当性

以上のことから、本件開示請求に対し本件対象文書の存在又は不存在を
前提として開示決定処分又は不開示決定処分を行った場合には、法第5条
第1号及び第6号に規定される不開示情報を開示することとなることが明
らかである。

したがって、原処分である本件存否応答拒否処分は、法第8条の規定に
照らし適法なものと認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成15年8月 5日 諮問書の収受

平成16年2月16日 諮問庁から意見書を収受

同年4月12日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、諮問庁
の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほ
か）からの口頭説明の聴取及び審議

同年5月10日 審議

同年6月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の性格について

開示請求書の記載によれば、本件対象文書は、特定個人が特定年月日に
会計検査院長あてに送付した「申立書（嘆願書）」により調査を依頼した
苦情等の処理の内容、調査の結果が分かる文書である。

諮問庁は、このような「申立書（嘆願書）」は、会計検査院が定めた外
部情報取扱要領にいう「外部情報」に該当するものであり、同院では、「外
部情報」を受領した場合には、その内容に応じて活用状況調書を作成した
り、適宜、課内供覧を行ったりするなどしていると説明している。

したがって、本件対象文書は、特定個人が特定年月日に会計検査院に「申立書（嘆願書）」を送付して情報等の提供を行ったことを前提としてその作成、供覧等が行われるものであると認められる。

2 存否応答拒否について

本件開示請求は、特定個人が会計検査院長に対し前記1のような「申立書（嘆願書）」を送付したことを前提として作成、供覧等が行われる文書の開示を求めるものである。したがって、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定個人が特定年月日に会計検査院長に対し「申立書（嘆願書）」を送付し、苦情等の調査を依頼したという事実の有無を示すこととなる。

このような事実の有無は、法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」とであると認められる。

そして、会計検査院においては、同院の外部から、受検庁の会計経理に関する情報等が提供された場合には、その情報の有無、内容等について秘密の保持に徹底を期するなどとしているところであり、上記のような情報は、「慣行として公にされ」ているものとは認められない。また、このような情報が公にされた場合には、一般に、当該苦情等の申立者が、その属する組織等において何らかの不利益を受けたり、平穏な社会生活等が不当に脅かされたりするおそれがあると認められることから、このような情報は、「公にすることが予定されている」ものでもないと認められる。したがって、このような情報は、法第5条第1号ただし書イに該当しないものであり、また、同号ただし書ロ又はハにも該当しないと認められることから、同号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

よって、本件対象文書の存否に関する情報は、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、同条第6号該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

3 本人に対する自己情報の開示請求について

審査請求人は、開示を求める情報は審査請求人本人に係るものであり、同人には知る権利があり、また、同人のプライバシーを心配してもらう必要はないなどと主張している。これは、いわゆる本人開示を求める趣旨であると解される。

しかし、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず、開示請求権を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者がだれであるかは考慮されないものである。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、法第5条第1号ただし書に該当するものを除き、これを不開示情報とするのみで、本人からの開示請求であった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、法第8条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開審査会

委員 碓井 光明

委員 河野 正男

委員 早坂 禧子